



こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口明子 ☎047-767-5030

伊原 忠 ☎047-488-7207

飯川英樹 ☎080-1239-8132

日本共産党八千代市議団メール：kyousan@jcp-yachiyo.jp

日本共産党
八千代市議団
ホームページ

<https://jcp-yachiyo.jp>



第676号

2025年8月25日

発行

日本共産党

八千代市議会議員団

八千代市大和田新田

312-5

子ども条例や救済制度の創設で希望ある未来を

「学校で感じるストレスや将来への不安、変化する社会について、中学生にも伝えたいことは多々ある。けれど、大人の中には『まだ中学生だから』と私たちの言葉を軽く受け流す人もいる。もっと中学生の意見に耳を傾け、対話する社会になってほしい。それが、私たちが未来に希望が持てる第一歩だと思う。」と訴えています。(東京新聞の投書から)

希望が持てる一歩を歩みだせるかどうかは大人たちにかかっています。日本が子どもの権利条約を批准して30年経っています。八千代市の子どもの権利について知っている子ども・若者の割合はわずか37.1%です。子どもの権利が互いに認められる関係になっていたら、いじめ・不登校・自殺・差別などが大幅に軽減されていたのではないのでしょうか。

子どもコミッショナー(子どもの権利擁護機関)は必然

2002年国連子どもの権利委員会は、子どもの権利条約を批准したすべての国に、子どもの権利の監視を行う独立機関が必要だと明示しました。独立機関の名称は国によって「子どもコミッショナー」、「子どもオンブズマン」等異なります。

その機能は3つです。①調査と政策提言機能で、子どもの権利侵害がないかを調査し、その結果を公表、見解表明、政策提言などを通じて、政府や民間の取組の改善を促すこと。②人権教育機能で、子ども自身や子どもに関わる大人に対し、子どもの権利の周知を通じて、権利侵害を予防すること。③人権救済機能で、権利侵害があった場合の相談を受けたり、少年矯正施設など自由が制限されている子どもの状況を確認したりすることです。

これらの機関は法律に基づいて設置され、政府と一定の距離を確保し、独立した立場で活動し、そして、活動に必要な調査権限、職員、財源が与えられています。

千葉市のこども・若者基本条例から学ぶ

八千代市は20年間も議論をしてきましたが、1ミリも進んでいません。大学の教授、市の職員等、多くの人と費用と時間を浪費しました。

ところが隣の千葉市は短時間で条例を作りました。令和5年1月に「千葉市基本条例検討委員会設置条例」を制定し、令和7年4月1日から「千葉市こども・若者基本条例」を施行し現在に至っています。

基本条例は1条から41条でなり立っています。特に第2節の「子どもの権利の侵害に関する相談及び救済」では、第21条から31条まで使って、誰ひとり取り残さないような救済制度になっています。



千葉市は子どもの権利条約を真摯に受け止め、行政の役割を自覚して作り上げました。日本共産党は、八千代市でも子どもの幸せのために早く制定できるように頑張ります。